

四の九 生活習慣病管理料(I)及び生活習慣病管理料(II)の施設基準

(1) 生活習慣病管理料(I)及び生活習慣病管理料(II)の注1に規定する施設基準

生活習慣病管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 生活習慣病管理料(I)及び生活習慣病管理料(II)の注4に規定する施設基準

外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されていること。

(3) 生活習慣病管理料(II)の注6に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五 ニコチン依存症管理料の施設基準等

(1) ニコチン依存症管理料の施設基準

イ ニコチン依存症管理を適切に実施できる保険医療機関であること。

ロ ニコチン依存症管理料を算定した患者のうち喫煙を止めたものの割合等を地方厚生局長等に報告していること。